

令和3年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）議事録

1 日時

令和3年4月12日（月）午後2時から午後4時30分まで

2 会場

都庁第二本庁舎 16階 教育委員会室

※来庁による出席者と遠隔による出席者とを交えたWEB会議の形式で開催

3 出席者

和泉委員、市村委員、奥富委員、金子委員、小池（巳）委員、小池（木）委員、佐々木委員、佐瀬委員、佐藤委員、瀧田委員、土屋委員、中西委員、西山委員、濱田委員、樋口委員（会長）、平井委員（副会長）、宮崎委員、山田委員、吉田委員
（欠席：清水委員）

4 議事

- （1）諮問
- （2）採択の制度について
- （3）審議 「教科書の採択方針について」
- （4）答申

令和3年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）

開会、会長・副会長選出

【管理課長】 本日は、御多用のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

まず、初めに委員の出席状況についてなのですが、20名の委員の皆様のうち1名の方御欠席、19名の方に御出席をいただいております。

審議会規則第6条に定められております定足数に達しておりますので、これより東京都教科用図書選定審議会第1回会議を開会させていただきます。

なお、冒頭に先ほど担当からも御案内申し上げましたが、今回第1回の会議では初めてウェブ会議という形式で開催してございます。操作でご不明な点などございましたら、先ほど御案内申し上げましたチャットやメールで事務局までお知らせいただければと思います。事前の準備はしてございますが、不手際等ございましたらご容赦いただければと思います。そのようなことのないように進めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

なお、対面式の会議と異なりますことから、ご発言されている方がどなたか分かりにくい部分もあると存じます。そのため、ご発言いただく際には最初にお名前をお知らせいただきますよう、お願い申し上げます。

それではまず、配付資料について確認をさせていただきます。

まず配付資料の一覧。それから、本日の議事次第、続きまして委員の名簿です。そして、事務局職員の名簿、教育委員会からの諮問文の写し、それぞれ1枚となっております。

それから「東京都における教科書制度（義務教育諸学校）」というもの。それに、参考資料としまして平成31年度と令和2年度の答申がございます。こちらは後ほど、この資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

また、「教科書調査研究資料」をご参考ということで、こちらはデータ量が多いものから、会議チャットにリンク先をお送りしています。会議の表示ボタンを押していただき、内容のご確認を適宜いただければと存じます。

以上につきましてよろしいでしょうか。

それではまず、初めに委員の皆様のご紹介でございます。誠に恐縮でございますが、お手元の名簿順に現職、お名前など一言自己紹介をお願い申し上げます。なお、本日は先ほど1名御欠席と申し上げましたが、清水委員が御欠席となっておりますので、よろしく願いいたします。

オンラインで御参加の委員の方につきましては、御発言の前にミュートを解除していただ

ければと存じます。なお、こちらの委員会室に御参加いただいている方につきましてはミュート解除の必要はございません。そのまま御発言いただければと存じます。

それでは、名簿順ということで、和泉委員からお願いいたします。

【和泉委員】 皆さん、こんにちは。私は東京都特別支援学校PTA連合会から参りました和泉と申します。所属は都立光明学園病弱教育部門の部門会長を務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

【管理課長】 順次、名簿の順でお願いいたします。

恐れ入ります。ウェブで、市村先生よろしくお願いいたします。

事務局で確認しましたが、先方のマイクの調子が悪いということで、今テキストデータでご挨拶をいただきましたので、先に進めさせていただきます。

奥富委員、お願いいたします。

【奥富委員】 皆さん、こんにちは。4月に特別支援教育課長に就任いたしました奥富洋一と申します。よろしくお願いいたします。

【管理課長】 それでは豊島区金子委員、お願いいたします。

【金子委員】 こんにちは。豊島区の教育長を仰せつかっております金子と申します。コロナ前に就任しまして、1年間コロナ対策で四苦八苦しております。2年目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

【管理課長】 続きまして小池委員、お願いいたします。

【小池巳世委員】 東京都立北特別支援学校校長の小池と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【管理課長】 続きまして町田市教育委員会の小池委員、お願いいたします。

【小池木綿子委員】 こんにちは。私は町田市教育委員会学校教育部指導室長兼指導課長の小池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【管理課長】

佐々木委員については後ほど確認させていただきたいと存じます。

会場にお越しの佐瀬委員、お願いいたします。

【佐瀬委員】 こんにちは。一般社団法人東京都小学校PTA協議会の副会長をしております佐瀬といいます。よろしくお願いいたします。

【管理課長】 続きまして佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】 こんにちは。東京都初等学校協会から参りました。自由学園初等部の校長をしております佐藤有子です。よろしくお願いいたします。

【管理課長】 続きまして瀧田委員、お願いいたします。

【瀧田委員】 皆さん、こんにちは。台東区教育委員会指導課長の瀧田と申します。指導課長2年目となります。どうぞよろしく申し上げます。

【管理課長】

土屋委員は後ほど確認させていただきたいと思います。

続きまして中西委員、お願いいたします。

【中西委員】 こんにちは。十文字学園女子大学の中西と申します。特別支援教育を専門としております。どうぞよろしく申し上げます。

【管理課長】 続きまして西山委員、お願いいたします。

【西山委員】 皆さん、こんにちは。清瀬市立芝山小学校の主幹教諭、西山理紗と申します。よろしく申し上げます。

【管理課長】 続きまして濱田委員、お願いいたします。

【濱田委員】 皆さん、こんにちは。東京学芸大学の濱田です。どうぞよろしく申し上げます。

この教科用図書選定委員は、昨年度に引き続きということになります。専門は聴覚障害教育です。どうぞよろしく申し上げます。

【管理課長】 では樋口委員、お願いいたします。

【樋口委員】 皆さん、こんにちは。明星大学教育学部特任教授の樋口と申します。私も今年で2年目になります。よろしく申し上げます。

【管理課長】 続きまして平井委員、お願いいたします。

【平井委員】 皆さん、こんにちは。台東区立忍岡中学校校長でございます平井邦明でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【管理課長】 それでは宮崎委員、お願いいたします。

【宮崎委員】 皆さん、こんにちは。港区立赤羽小学校校長の宮崎です。どうぞよろしく申し上げます。

【管理課長】 続きましてウェブ参加になります山田委員、お願いいたします。

【山田委員】 東京都立久我山青光学園から参りました山田と申します。初めてになります。どうぞよろしく申し上げます。

視覚障害教育部門の教員をしております。よろしく申し上げます。

【管理課長】 続きまして吉田委員、お願いいたします。

【吉田委員】 皆さん、こんにちは。東京都立立川国際中等教育学校附属小学校主幹教諭

の吉田です。よろしくお願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。

先ほど自己紹介のときにうまくつながらなかった方につきましては事務局で確認しておりますので、改めてご連絡を取らせていただければと存じます。よろしくお願いいたします。
また、先ほど画像が映っていないという先生のお話もございましたので、そちらも対応を並行して進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本来委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、今回会の進行上、大変恐縮でございますが既に皆様のお手元にお送りさせていただいておりますので、ご了承いただければと存じます。

続きまして、事務局の職員について自己紹介をさせていただきたいと存じます。

それでは、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 こんにちは。この4月から指導部長を仰せつかりました藤井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【管理課長】 私は管理課長の川口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【義務教育指導課長】 皆さん、こんにちは。義務教育指導課長の中嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【特別支援教育指導課長】 皆さん、こんにちは。特別支援教育指導課長の島添でございます。よろしくお願いいたします。

【高等学校教育指導課長】 こんにちは。高等学校教育指導課長の堀川でございます。よろしくお願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。

それでは、先ほど自己紹介のときにうまくつながらなかった委員の方がいらっしゃいましたが、その後つながった方がいらっしゃったら一言いただければと思います。いかがでしょうか。

市村委員、いかがでしょうか。

【市村委員】 大変失礼いたしました。都立立川国際中等教育学校附属小学校校長の市村裕子と申します。よろしくお願いいたします。

【管理課長】 そのほかの方、土屋委員いかがでしょうか。

【土屋委員】 皆さん、こんにちは。東京都市町村教育委員会連合会から推薦を受けまして参加しております。東京の西の端、檜原村からの参加でございます。よろしくお願いいたします。

【管理課長】 昭島の佐々木委員につきましては現在並行して確認中ですので申し訳ございません、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても冒頭申し上げましたとおり、規則上過半数が定足ということでございますので、現在過半の方に御参加いただいて定足を満たしておりますことを改めて御報告させていただきます。

うまくつながらない方、それから資料が届いていない方については事務局で対応しますので、もう少しお時間をいただければと存じます。

それでは、続きまして会長・副会長の選出についてお願いしたいと存じます。まず、本選定審議会では審議会規則第4条で、会長及び副会長1名を置くこととされております。会長及び副会長につきましては委員の互選により決めることとなっておりますので、御協議をお願いしたいと存じます。どなたか御推薦等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでございますか。

それでは、もしよろしければ事務局の案がございますので、御紹介させていただきたいと存じます。

私どもといたしましては、明星大学教授の樋口豊隆委員に会長をお願いできましたらと考えております。樋口委員は今回2期目でいらっしゃるということ、それから学校での指導経験やこれまでの学識の御経験を踏まえて、会長として御尽力いただけると存じております。

また副会長につきましては、昨年度に引き続きまして台東区立忍岡中学校長の平井邦明委員をお願いしたいと考えております。

こちらの事務局案につきまして御賛同いただける方、会場の方は挙手で、オンラインの方は「手を挙げる」ボタンを押していただきまして、御意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

(賛成者挙手)

【管理課長】 ありがとうございます。会場の方、それからオンライン上でも挙手をいただいております。

それでは、御賛同いただけたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【管理課長】 特に御異議もないということでございますので、このようにお願いしたいと存じます。オンラインの方、ありがとうございます。「手を降ろす」ボタンを押して、挙手状態を解除いただければと思います。

それでは樋口委員、会長御就任をお願いしてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、会長席のほうへお願いいたします。

同じく平井委員、副会長を御就任お願いできますでしょうか。ありがとうございます。それでは、平井副会長にも席のほうをお移りいただければと存じます。

それでは、お二人から簡単に就任の御挨拶をいただきまして、これ以降の進行を会長にお願いしたいと存じます。会長から、どうぞよろしくをお願いいたします。

【会長】 改めましてこんにちは。令和3年度の東京都教科用図書選定審議会会長をさせていただくこととなりました。平井副会長を始め、委員の皆様の御協力と御尽力をいただきながら、会を進めてまいりたいと思っております。

今日はオンラインということですので、大学も去年はほぼオンラインだったのですが、とても緊張しますので、こうやってお茶を飲んだだけでもものすごく目立ちますが、どうぞお気になさらないで、飲みたいときには飲んで、少し喉を潤して、長時間になると思いますが、そんなふうに進められたらと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

【副会長】 先ほど副会長に任命されました、台東区立忍岡中学校の平井でございます。この会を円滑に進行していくよう努めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

会議運営決定（取材・傍聴）・教育委員会挨拶

【会長】 それでは、以降の進行については私のほうで進めさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただく前に会議の運営についてお諮りいたします。本年度初回の会議ですので、事務局から会議の運営について説明をお願いしたいと思います。

【管理課長】 東京都では、情報公開の観点から審議会等の会議をできるだけ公開することが方針として示されております。本審議会につきましてもこの原則を適用し、今回も含め2回開催を予定している審議会を原則公開とさせていただきます。

また、会議の議事内容につきましても原則として開示をさせていただきます。議事録を後日、東京都教育委員会ホームページに掲載をさせていただきますので、御了承いただければと存じます。

また、現在のところ報道の申込み、取材の申込みはございませんが、この後報道機関、記者の方などいらっしゃる可能性がございますので、こちらにつきましてもあらかじめ御了承いただければと存じます。

それでは、これ以降の会議を公開とし、傍聴の入室の可否につき御決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、傍聴に当たりましては、傍聴者にお配りしている審議会傍聴要領に従うようあらかじめお願いしております。議事を妨害するような行為があった場合には、この傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応を取らせていただくことになります。会長には、傍聴者の入室完了後この旨宣言していただきますよう、お願いいたします。

ご説明は以上でございます。

【会長】 ただいまの説明を受けまして、これからの会議を公開とするということについて、御異議がなければ入室を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

————— (傍聴者入室) —————

【会長】 議事に入ります前に申し上げます。本会議におきましては、「東京都教科用図書選定審議会傍聴要領」に従って傍聴していただきます。議事を妨害するような行為があった場合には、傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応を取らせていただきますので、御留意いただきたいと思います。

それでは、議事日程にしたがいまして、ここで東京都教育委員会から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【指導部長】 皆さん、改めましてこんにちは。教育庁指導部長の藤井でございます。第1回東京都教科用図書選定審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、皆様方に当審議会委員への就任につきまして御依頼を申し上げましたところ、御快諾をいただきまして誠にありがとうございました。また、本日は年度初めで御多用のところ御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本審議会は義務教育諸学校で使用する教科書の採択の適正な実施を図るため、法令に基づき設置されております。その役割としまして、東京都教育委員会が行う採択や教科書調査研究資料の作成、そして区市町村教育委員会等、他の採択権者に対して行う指導・助言等について御意見をいただくという重要なものでございます。

今年度皆様方にお諮りいたしますことは3点ございまして、1点目が教科書の採択方針について。2点目が調査研究資料について。3点目が令和4年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択についてでございます。これら3点について、本日から2回にわたる会議でご審議をいただきます。

今年度は、令和4年度に開校する都立小学校の1・2学年で使用する教科書、令和2年度に検定に合格した中学校の歴史的分野の教科書1点、その他一般図書について調査研究を行いまして、それらの資料について第2回の会議で御審議をいただくこととなりますので、ど

うぞよろしくお願いいいたします。

児童・生徒にとってよりよい教科書を採択することは、教育委員会が果たす最も重要な役割の1つでございます。東京都教育委員会といたしましては適正かつ公正な教科書の採択をより一層推進し、区市町村教育委員会等への指導・助言の充実を図ってまいり所存でございます。

審議会委員の皆様方に御指導のほどお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

議 事

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります。まず、東京都教育委員会から諮問をいただきます。指導部長の御挨拶と重複する部分もあると思いますが、御確認ということで改めてよろしくお願いいいたします。

【指導部長】 それでは、私から説明させていただきます。

ただいま、「3教指管第53号」の諮問文書の写しを御覧いただいております。この内容を読み上げさせていただきます。

東京都教科用図書選定審議会長殿

諮 問

東京都教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第10条及び第13条第2項の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科書の採択について指導、助言又は援助を行っている。

ついでには、無償措置法第11条及び同法施行令第8条の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会等が行う教科書採択について指導、助言または援助を行うため、下記の事項について諮問する。

記

1 教科書の採択方針について

（理由）

教科書の採択に当たって、採択権者が留意しなければならない事項等について、検討を行う必要がある。

2 教科書調査研究資料について

(理由)

東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料が、採択のための資料及び他の採択権者に対する指導、助言又は援助のための資料として適切であるかどうか検討する必要がある。

3 令和4年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

(理由)

都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に当たっては、あらかじめ東京都教科用図書選定審議会の意見をきく必要がある。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

ただいま、諮問を頂戴いたしました。会議を進めますが、新しい委員の皆様もいらっしゃいますので、審議の参考に教科書採択の制度について、事務局からまず御説明をお願いしたいと思います。

【管理課長】 それでは少々お時間を頂戴いたしまして、資料1「東京都の教科書制度（義務教育諸学校）」を使って、教科書の採択制度の概要について御説明させていただきます。このページでは、教科書の定義や著作から使用までのサイクル、採択の仕組み、都道府県教育委員会や審議会の任務、採択のスケジュールなどについて概要を御説明させていただきます。

まず「1 教科書の定義・種類」でございます。こちらは（1）から（3）までございますが、まず（1）としまして、文部科学省の検定を経て発行される「文部科学省検定済教科書」。

（2）としまして、文部科学省が著作・編集を行った上で発行される「文部科学省著作教科書」。

そして（3）ですが、いわゆる一般図書「附則9条本」と呼んでおりますが、具体的にはフランス語などの外国語や工業などの専門教科のほか、特別支援学校高等部のうち、主に知的障害部門で使用いたします、教科書の発行されていない教科・科目などにおいて主たる教材として使用する図書のことでございます。

以上3点でございます。

次に「2 教科書の著作から使用までのサイクル」ですが、まず教科書発行者が著作・編集を行います。これが1年目でございます。その次の年、2年目に文部科学省が検定をし、3年目に検定済みの教科書を各教育委員会等で調査研究・採択を行い、4年目の年から教科書の使用が開始されるという流れでございます。

次に「3 教科書の採択」についてです。まず(1)「採択とは」ですが、教育委員会等による教科書の採択の方法でございますけれども、文部科学省が作成した教科書目録に登録された教科書の中から、種目ごとに1種の教科用図書を選定いたします。

(2)「採択の権限」についてですが、教科書を選定する権限につきましては、公立学校については所管の教育委員会にございます。区市町村立学校につきましては区市町村教育委員会が、都道府県立学校につきましては都道府県教育委員会が選定いたします。

また、国立と私立の学校につきましては、それぞれの校長が選定することとなっております。

(3)「採択の単位」でございます。区市町村立学校は区市町村ごとで、都立の小学校・中学校・中等教育学校の前期課程は学校ごと、都立特別支援学校の小・中学部は障害種別ごとに選定することとなっております。

また(4)「採択の時期」につきましては、使用する前年度の8月31日までに選定することとなっております。

4番はフロー図となっております。字が小さくて見づらいところがあるかもしれず申し訳ございませんが、教科書選定の仕組みを図にお示ししたものでございます。

上から(1)「届出」とございますが、教科書の発行者が文部科学大臣に届出をいたします。それを受けまして(2)文部科学大臣から東京都教育委員会に教科書目録が送付されてきますとともに、(3)発行者から教科書見本が送られてまいります。

それを踏まえて選定業務を行います。このフロー図、教育委員会の右側に(5)とございます。選定審議会の御意見を伺うということで審議会に諮問し、答申をいただきながら業務を進めていくということ、こちらに示してございます。

教科書の選定に先立ちまして、教科書の調査研究を行います。それぞれの教科書の見本を確認いたしまして、各教科書の特色はどういうものかを調べてまいります。調査研究に当たりましては右側の中ほど、先ほどの諮問、答申の下の部分に「調査員」と書いてありますが、公立学校の教員等の調査員に委嘱しまして調査研究を行い、その内容を報告してもらいます。

その上で、教育委員会から下に降りるところの(7)でございますが、東京都教育委員会においては都立学校分で使用する教科書について選定をいたします。

また、この左側、図表下段ですが、区市町村教育委員会や国立・私立学校に対しましては指導・助言・援助といたしまして、この東京都教育委員会が作成した調査研究資料等をお送りいたします。それに基づいて区市町村等が調査研究をして、それぞれ採択業務を行っていただく形になっております。

次の5番でございます。義務教育諸学校で使用する教科書採択における東京都教育委員会の役割について記載しています。

1つ目といたしまして、都内の義務教育諸学校において使用する教科書採択の適正な実施を図るため、採択替えとなる教科書や、新たに採択する教科書の調査研究を計画し、自ら実施いたします。

2点目は、区市町村教育委員会や、国立・私立の学校の校長が行う採択に関する事務につきまして、東京都教科用図書選定審議会の御意見を伺った上で、採択方針を通知するなどして、適切な指導・助言・援助を行うこととなっております。

3点目です。教科書採択地区を設定することとなっております。東京都の採択地区は全部で54ございます。原則的にはそれぞれの区市町村で1つの採択地区でございますが、西多摩地区、それから島しょ部で大島地区、三宅地区、八丈地区、それぞれ管内の4区域につきましては、複数の町村を1つの採択地区という形で構成しております。

4点目でございます。都立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）で使用する教科書につきましては、本審議会の意見を伺った上で東京都教育委員会が自ら採択を行います。

次に「6 東京都教科用図書選定審議会」、当審議会の任務についてでございます。都道府県教育委員会が採択に関して指導・助言や援助を行おうとするときには、あらかじめこの審議会の意見を聞かなければならないということが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条に定められております。

このように本審議会は法定上の機関でございまして、東京都教育委員会の附属機関として設置されております。委員の構成人数につきましては、条例により20名と定められております。

(3) 審議会の設置期間ですが、毎年度4月1日から採択の期限である8月31日まで設置しております。

所掌事務につきましては、東京都教育委員会の行う採択方針の作成、調査研究資料の作成、その他指導・助言・援助に関する重要事項と、都が設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項でございます。

続きまして、採択替え・調査研究を行う年度についてでございます。こちら、それぞれの年度ごとのスケジュールを下段に表でまとめてございますが、採択替えは原則的に4年ごとに行われます。その際に調査研究を実施しております。

このスケジュールで検定、そして調査研究、採択、使用開始の順にそれぞれの年度ごとにスケジュールを表にまとめてございますので、後ほど御確認をいただければと存じます。なお、本年度につきましてはこの表中にクリーム色で塗っていますが、こちらの事項が該当となります。

その令和3年度に行うべきことを、こちらのページにまとめてございます。まず小学校についてですが、令和4年度開校の都立小学校、都立立川国際中等教育学校附属小学校の1・2年生で使用する教科書の調査研究に関すること。

中学校につきましては、平成31年度の検定で不合格とされた社会の歴史的分野の教科書1点が、令和2年度の検定で合格しております。自由社の「新しい歴史教科書」という教科書でございますが、こちらの教科書の調査研究に関すること。

そして、特別支援学校の小学部・中学部で使用する一般図書の追加図書の調査研究に関すること。

最後に、都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関すること。

以上の4点でございます。

なお、次の資料として現在取組が進んでいるデジタル教科書の状況。そして教科書関係法令となっておりますので、こちら後ほど御覧いただければと存じます。

本件についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】 どうもありがとうございました。

パワーポイント上の御説明でありますので、初めての委員の皆様もいらっしゃると思いますので、御質問といっても難しいと思いますが、今の事務局の説明の中で、何か御質問がございましたらお願いしたいと思います。

特にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問事項1の教科書の採択方針についての審議を行いたいと思います。

まず、諮問事項を自由に審議していただきたいと思いますが、繰り返して恐縮ですが、今回初回ということもありますので、いきなりではなかなか御意見が出にくいと存じます。参考までに、過去の答申がどのような構成と内容になっているかなど、事務局から御説明をいただけるとありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【管理課長】 それでは、採択方針の具体的な文言について御審議いただく御参考になればということで、今年度の業務をまとめたものと、過去の採択方針を参考資料1と2ということで御用意しておりますので、こちらを御覧いただければと存じます。

まず、今画面に出ている、今年度東京都教育委員会等で行うべきことにつきましては、先ほど最後のほうで簡単にご説明させていただきましたが、令和3年度に行うべきこと、概要のとおりでございますので、こちらを御覧いただければと存じます。1番から4番まで、それぞれの調査研究及び採択についてでございます。

また、過去の採択方針ということで、参考資料1と2の記載を御参考ということで御用意してございます。

まず参考資料1ですが、こちらは昨年度いただいた答申でございます。このうち記書きですが、記書きの「1 教科書採択に当たっての留意事項について」は、例年同様の内容で答申を頂戴しております。

具体的には、東京都教育委員会が次の4点の事項について留意し、総合的に判断して、自ら都立学校で使用する教科書について採択を行うとともに、区市町村教育委員会などほかの採択権者においても同様の方針で採択するよう、指導・助言・援助を行うこととされております。

4点ございまして、まず（1）採択は、採択権者が自らの責任と権限において適切かつ公正に行うこと。

（2）採択権者の教育方針や学習指導要領を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。

（3）特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。

（4）各採択地区の実情に応じて、創意・工夫することとございます。

なお、1つの採択地区に複数の教育委員会がある場合におきましては、先ほど東京都では4地区あると御説明いたしましたが、種目ごとに同一の教科書を採択する協議を行うため、関係の教育委員会が採択地区協議会を設置して行うこと。

また、その際には協議会において最終的な合意形成の方法などを、トラブルを避けるためにもあらかじめ定めておくこととされております。

続きまして2につきましては、教科書の調査研究に当たって、東京都教育委員会が留意・検討すべきことについて記載されております。今年度についても、それぞれの項目を御参考いただければということで御紹介させていただきます。

まず（1）から（4）に、小学校や中学校などの学校種に分けて記載されていますが、その内容として（1）は小学校、（2）は中学校がベースになっておりまして、東京都教育委

員会はそれぞれの学校で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究することが基本的な内容になっています。

これに加えて、(3)のアでは、都立の中学校、中等教育学校（前期課程）で使用する教科書については、中高一貫教育の特色を踏まえつつ、各学校の特色を考慮して調査研究をすることとされております。

(3)のイでは、都立特別支援学校で使用する教科書について、児童・生徒の障害の状態や特性を考慮して調査研究することとされております。

(4) 特別支援学級や特別支援学校で使用する一般図書の調査研究についてもこちらに示してございますので、御覧いただければと存じます。

続きまして参考資料2でございますが、こちらも昨年度の採択方針でございますけれども、一昨年度と同様の内容で答申をいただいているものでございます。

これまでの例年の答申の内容ということで、御参考で御説明させていただきました。

御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

今、採択の方針についての御説明をいただきましたけれども、この諮問事項について、その内容や構成について、皆様から御意見、御審議をいただきたいと思っています。

いかがでしょうか。ウェブで御参加していらっしゃる皆様も、何か御意見、御質問なども含めてございましたら、ぜひ御発言いただきたいと思っております。

それでは、私から事務局に御質問したいのですが、今お話のあったように、令和4年度に使用する立川中等ですか、そこの小学校1年生の教科書。それから、中学校で歴史教科書が1冊、今年検定を通ったということでその調査。それから、特別支援学校等における追加の教科書に代わる教科書に関する調査研究。

今の諮問事項にもありましたが、これらの違いが明瞭に分かるように内容・構成の工夫があるのかという調査研究を、私どもが願うという理解でよろしいですか。

私が何を申し上げたいかと言うと、初めての委員の皆様がたくさんいらっしゃるの、見たことのない教科書を全部、1冊1冊違いが明瞭に分かるように私たちがするのか。調査研究、内容・構成がどう工夫されているのか、どうやって私たちは調べるのかということの確認です。

つまり、その調査研究を私たちが願う。私どもが、それが適正であるかという視点に立っての調査・審議をさせていただくという理解でよろしいですか。

【管理課長】 まさしく今、会長からお話しいただいたとおりでございます。教科書の調査研究そのものは私どもで委嘱いたしまして、それぞれの調査員、お願いした方に具体的な内容、調査研究をしていただきまして、資料として取りまとめます。

それを基に、最終的な採択もしくは採択権者の教育委員会に資料送付となりますので、それを具体的に進める中に当たって、この審議会の中で、今回方針についても御審議、答申をいただくことになっておりますが、そういった形で御意見をいただく。そのための審議会でございます。

【会長】 だから、私どもがこの教科書がいいとか、この教科書よりもこちらがいいとかというのではなく、調査研究の資料の視点であるとか、その内容について私どもが、これでいいのではないのでしょうか、こういうところは課題があるのではないのでしょうかということを審議させていただくという理解でいいですね。

つまり、私たちの役割とは教科書そのものの価値判断をするものではない、この委員会はそういう役割ではないという理解でよろしいですか。

【管理課長】 そのとおりでございます。

【会長】 改めて確認させていただきましたが、全く初めてで分からないということがありましたら、何かおっしゃっていただいて。

瀧田委員、何かございませんか。

【瀧田委員】 大丈夫です。

【会長】 佐瀬委員はいかがですか。

【佐瀬委員】 大丈夫です。

【会長】 中西委員はいかがですか。

【中西委員】 特別支援学校の教科書採択に当たっては、児童・生徒の実情を十分配慮するということをしかりと明記させていただいていることを大変評価したいと思っておりますが、この児童・生徒の実情を十分配慮する観点とか、審査するに当たっての観点とか、そういうことに関して今回は特段、調査研究の資料を見させていただいて、いわゆる実情を踏まえていることを判断するということがよろしいですか。

【管理課長】 今回審議会は2回ございまして、今回につきましては教科書採択に当たっての留意事項について御審議いただき、答申をいただきたいと思っております。その上で、具体的にはこの後、それぞれの資料についての調査研究を行いますので、その結果をこの審議会の中でも検証いただきます。

先ほど会長からお話がありましたように、個別の教科書云々ということではなく、今お話

がありましたように、どのような観点で調査をしたかということも踏まえましてご報告をさせていただきます、第2回のときに御報告させていただければと考えています。

【中西委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会長】 それでは、ほかに何か御質問、御意見等ございますか。

どうもありがとうございました。では、ここの時点で議事進行上一旦休憩を取らせていただきたいと思います。

【管理課長】 ただいま、昭島の佐々木委員の回線の確認が取れたようでございます。よろしければ佐々木委員、一言御挨拶できますか。ミュートを解除して、御発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【佐々木委員】 遅くなりまして、申し訳ございません。昭島市教育委員会統括指導主事の佐々木です。どうぞよろしくお願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございました。今回、次回と佐々木委員、よろしくお願いいたします。

会長、大変失礼いたしました。進行をお願いいたします。

【会長】 それでは、この休憩時間中に答申の案文につきまして、私と平井副会長、事務局を交えまして取りまとめたいと思っています。会議再開後に諮問に対する答申について、この休憩時間中に作成する答申案に基づいて審議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

管理課長、よろしいでしょうか。

【管理課長】 それでは約20分、休憩のお時間を取らせていただきたいと存じますので、4時20分再開目途ということでお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

————— (休 憩) —————

【会長】 それでは、随分お待たせいたしました。審議を再開させていただきます。

これまでの議論と御意見、それから事務局の説明を踏まえまして、副会長と相談をいたしまして、事務局に第1回の答申（案）を作成していただきましたので、その案文につきまして事務局から読み上げていただきたいと思います。よろしいでしょうか。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(答申（案）画面表示)

【管理課長】 それでは、答申案を画面に表示いたしますので、そちらを御覧いただけれ

ばと存じます。なお、こちらは未確定の資料ですので、委員のみ御覧いただいております。傍聴及び取材の方には、答申決定後公表してお知らせをいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、案文を読み上げさせていただきます。

令和3年4月12日

東京都教育委員会宛て

東京都教科用図書選定審議会会長

教科書採択方針について（答申）

令和3年4月12日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和4年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言または援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の

目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下、一般図書という。）

ア 東京都教育委員会は、令和3年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項や、その他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

以上、朗読させていただいたとおりでございます。よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

答申（案）について御審議をいただきたいと思います。委員の皆様方の御意見を賜りたいと思います。

まず、本日会場にいる委員の皆様からお聞きしたいのですが、奥富委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

和泉委員、いかがでございますか。

【和泉委員】 大丈夫です。とても分かりやすく感じました。ありがとうございます。

【会長】 それでは宮崎委員、いかがですか。

【宮崎委員】 大事な点がしっかり網羅されていて、よいのではないかと思います。

【会長】 それでは、ウェブで御参加いただいております皆様方もお聞かせください。

金子委員、いかがですか。

【金子委員】 結構でございます。了解いたしました。

【会長】 土屋委員、いかがでしょうか。

【土屋委員】 結構だと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

山田委員、いかがでございますか。

【山田委員】 ありがとうございます。大丈夫だと思います。よろしく願います。

【会長】 吉田委員、いかがでしょうか。

【吉田委員】 大丈夫です。よろしく願います。

【会長】 分かりました。どうもありがとうございます。

今、答申案について御意見をいただきまして、御異議はないということでございますので、御検討いただきました内容のとおり答申いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。この答申(案)を、本審議会の答申として決定させていただきます。

【管理課長】 それでは、これから会長から答申の手交を行っていただきたいと存じます。

【会長】 それでは、本日第1回の審議に関しましての諮問の事項について答申させていただきます。

令和3年4月12日

東京都教育委員会殿

東京都教科用図書選定審議会会長 樋口豊隆

教科書の採択方針について答申

令和3年4月12日付で諮問のあった事項について、教科書の採択方針について下記のと

おり答申いたします。

以下、省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

—————(会長から指導部長へ答申の受渡し)—————

【指導部長】 どうもありがとうございました。確かに答申いただきました。

事務連絡・教育委員会挨拶・閉会

【会長】 それでは次回の日程等、事務局から連絡事項をよろしくお願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございました。

それでは、次回以降の日程につきまして御案内をいたします。

第2回目の審議会につきましては、5月31日午前中を予定しております。詳細につきましては、改めまして委員の皆様方には後日メールで御案内をさせていただきます。また、開催日の1週間ほど前には都の教育委員会ホームページでもお知らせいたします。

最後に、本日参考資料として机に置かせていただきました調査研究資料等につきましてはお持ち帰りにならずにとのことでございますので、よろしくお願いいたします。今回ウェブで入れておりますので大丈夫と思いますが、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございました。

それでは最後になりますが、東京都教育委員会から閉会の御挨拶をお願いいたします。

【指導部長】 本日は大変御多用のところ御出席いただきまして、改めて厚く御礼申し上げます。

諮問事項について熱心に御審議の上、答申をいただき誠にありがとうございます。東京都教育委員会といたしましては、早速この答申の趣旨に即して令和4年度の採択方針を決定し、区市町村教育委員会ほか他の採択権者に対して周知徹底してまいり所存でございます。また、調査研究資料の作成につきましても、早速着手したいと考えております。

なお、ただいま管理課長からお願い申し上げましたが、次回の審議会につきましては調査研究資料について御意見をいただきたいと考えておりますので、御多用なところ大変恐縮でございますが、御出席の方よろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

【会長】 それでは、長時間になりました審議会でございますけれども、これをもって閉会とさせていただきたいと思っております。本当にご協力ありがとうございました。